

上板町 七条地区集落排水事業経営戦略

令和3年3月

上板町環境保全課

目 次

1	上板町の現状	1
2	経営の基本方針	2
3	投資・財政計画	3
4	効率化・経営健全化の取組	3
(1)	組織及び人材に関する事項	3
(2)	使用料、その他の収入に関する事項	3
(3)	公営企業の経営に関する事項	8
(4)	経費削減に関する事項	8
(5)	情報公開に関する事項	8
(6)	その他重点事項	8
	様式第2号「投資・財政計画」	9

1 上板町の現状

上板町の人口は令和元年度末で 11,880 人であり、平成 20 年まで微増していましたが平成 21 年からは徐々に減少していき、今後も減少傾向が続くと考えられます。

上板町人口の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
行政人口	12,936	12,796	12,663	12,518	12,363	12,311	12,150	12,025	11,880
処理人口	1,116	1,120	1,115	1,101	1,102	1,087	1,081	1,079	1,079

上板町農業集落排水事業特別会計については、七条地区の 1 施設で整備事業は完了しています。

処理区域内人口については、事業を行うのにあたり全戸から同意を得て事業を進めた経緯があるため、処理人口 1,079 人に対し水洗化人口 1,000 人、水洗化率 92.7% という高い数字になっています。

令和元年度農業集落排水普及率・水洗化率

	行政人口	処理人口	普及率	水洗化人口	水洗化率
七条地区	11,880	1,079	9.1%	1,000	92.7%

※処理人口とは、農業集落排水が整備されている区域に居住している人口

※水洗化人口とは、処理人口のうち農業集落排水に接続している人口

※普及率とは、全体（行政人口）から見た農業集落排水事業の整備率

・施設の耐震化の状況について

・汚水処理場

七条地区農業集落排水施設汚水処理場は築造して19年が経過していますが、1998年に設計された壁式ラーメン構造で有るため、1995年に発生した阪神・淡路大震災発生後に制定された新建築基準法「耐震改修促進法」に基づき設計されており、この「新耐震」基準では建物の倒壊を回避するだけでなく、建物内の人の命を守ることに主眼がおかれているために、比較的良好に起こる中程度の地震では軽度のひび割れ、まれに起きる震度6～7程度の地震では崩壊・倒壊しない耐震性を有しています。

・管路

七条地区農業集落排水施設の管路は処理場と同じ時期に設計されているため、使用管材はVP管及びVUリブ管を使用して埋設していますが、VP・VU管は耐震管ではありません。

また、当時設計は管路及びマンホールの継ぎ手が密着接合管路（現在では；ゴム輪接合管路・自在継ぎ手を使用）として施工しているため大規模地震発生時には管路継ぎ手部やマンホールの密着接合部で管路のずれや、管路の移動せん断的な動きにより塩ビ管の亀裂が多数発生する恐れがあります。

2 経営の基本方針

上板町では、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えています。河川や公共水域の水質悪化防止を行い、豊かな自然環境を維持するため、農業集落排水事業の健全な経営に努めています。

また、平成28年度末に「上板町汚水処理構想」を見直し策定しました。

この構想を基に農業集落排水施設の老朽化した設備の更新及び管路の改良等を検討し、今後の農業集落排水事業を効率的かつ健全に運営するために本計画を策定しました。

3 投資・財政計画

農業集落排水事業の設備（使用機器）・管路の更新財源については、適宜に国庫補助金のほか下水道事業債を充当し、有利な財源確保を行いながら実施する計画です。

4 効率化・経営健全化の取組み

① 組織及び人材に関する事項

上板町環境保全課では、農業集落排水事業を所管し、事務の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、将来的には企業会計など民間管理手法を導入し、経営能力の向上を図っていかねばなりません。

地方行政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、町民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、窓口業務や料金業務の資産管理（アウトソーシング）も視野に入れ、最小限の人員で最大のサービスが提供できるように定員の適正化に取り組んでいきます。

② 使用料その他収入に関する事項

運営に伴う経費については、汚水処理にかかる経費を利用者から使用料で負担する事とされています。

本町農業集落排水の使用料は、平成 26 年度及び令和 2 年度に改定を行い運営しております。行政人口は減少傾向にあり、有収水量は年々減少し、それに伴い料金収入も減少傾向にあります。

また、汚水処理費に対する経費回収率を見ると、平均で 77.8%と低い水準であるため一般会計から基準外繰入金にて補填しているのが現状です。

農業使用料収入及び使用料単価

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
有収水量 (m ³)	108,445	107,569	106,027	108,570	105,340	107,115	98,748	96,799
使用料収入(千円)	8,596	8,496	8,912	8,773	8,595	8,648	8,639	8,210
使用料単価(円/m ³)	79.3	79.0	84.1	80.8	81.6	80.7	87.5	84.8

汚水処理原価及び経費回収率

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
汚水処理費(千円)	9,959	10,332	11,000	11,108	10,266	10,528	12,356	14,171
汚水処理原価(円/m ³)	91.8	96.0	103.7	102.3	97.5	98.3	125.1	146.4
経費回収率(%)	86.3	82.3	81.1	79.0	83.7	82.1	69.9	57.9

※汚水処理費＝維持管理費+資本費のうち汚水処理相当分

※汚水処理原価＝汚水処理費/有収水量

※経費回収率＝使用料単価/汚水処理原価

農業集落排水使用料は、世帯人数で料金が算定（基本料金 500 円+世帯一人当たり 500 円+消費税）されています。

これまで、政策的観点から料金値上げを見送ってきた背景がありますが、事業の継続には、常に投資と財源のバランスを考える必要があります。更なるコスト削減を行うことは当然ですが、財源となる農業集落排水使用料の適正化に努め、住民の納得を得たうえで、使用料改定を実施し、経費回収率の増加を図ることが必要です。

農業集落排水使用料（現行）税込み

一般家庭

基本料	1人	2人	3人	4人	5人以上
500円	1,050円	1,570円	2,100円	2,620円	3,150円

事業所等

1人～10人	11人～30人	31人～60人	61人～100人	101人以上
4,200円	7,350円	10,500円	15,750円	21,000円

農業集落排水使用料（R5 改定計画案）税込み

一般家庭

基本料	1人	2人	3人	4人	5人以上
700円	1,250円	1,800円	2,350円	2,900円	3,450円

事業所等

1人～10人	11人～30人	31人～60人	61人～100人	101人以上
4,740円	8,300円	11,860円	17,790円	23,730円

農業集落排水使用料（R10 改定計画案）税込み

一般家庭

基本料	1人	2人	3人	4人	5人以上
900円	1,450円	2,000円	2,550円	3,100円	3,650円

事業所等

1人～10人	11人～30人	31人～60人	61人～100人	101人以上
5,210円	9,130円	13,040円	19,560円	26,100円

農業集落排水使用料（R15 改定計画案）税込み

一般家庭

基本料	1人	2人	3人	4人	5人以上
1,100円	1,650円	2,200円	2,750円	3,300円	3,850円

事業所等

1人～10人	11人～30人	31人～60人	61人～100人	101人以上
5,670円	9,950円	14,210円	21,320円	28,440円

農業集落排水使用料（R20 改定計画案）税込み

一般家庭

基本料	1人	2人	3人	4人	5人以上
1,300円	1,850円	2,400円	2,950円	3,500円	4,050円

事業所等

1人～10人	11人～30人	31人～60人	61人～100人	101人以上
6,120円	10,740円	15,340円	23,020円	30,710円

農業集落排水使用料（R25 改定計画案）税込み

一般家庭

基本料	1人	2人	3人	4人	5人以上
1,500円	2,050円	2,600円	3,150円	3,700円	4,250円

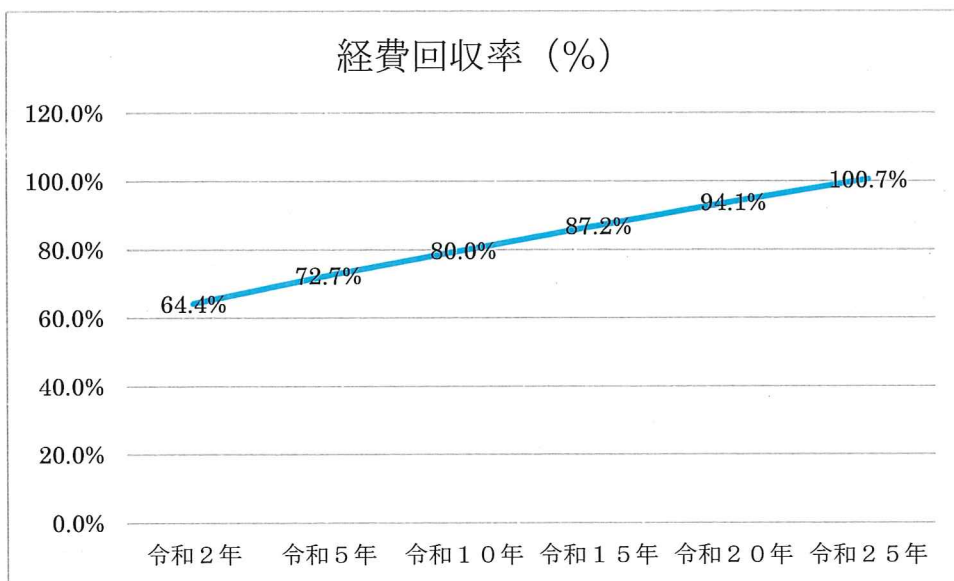
事業所等

1人～10人	11人～30人	31人～60人	61人～100人	101人以上
6,540円	11,490円	16,410円	24,630円	32,850円

料金改定後の推移予定

	R2 (現行料金)	R3	R4	R5 (改定後)	R6	R7	R8
有収水量 (m ³)	95,831	94,873	93,924	92,985	92,055	91,134	90,223
使用料収入 (千円)	9,034	8,943	8,853	9,903	9,803	9,704	9,606
使用料単価 (円/m ³)	94.3	94.3	94.3	106.5	106.5	106.5	106.5
汚水処理費 (千円)	14,029	13,889	13,750	13,613	13,477	13,342	13,209
汚水処理原価 (円/m ³)	146.4	146.4	146.4	146.4	146.4	146.4	146.4
経費回収率 (%)	64.4	64.4	64.4	72.7	72.7	72.7	72.7

	R9	R10 (改定後)	R15 (改定後)	R20 (改定後)	R25 (改定後)
有収水量 (m ³)	89,321	88,428	87,544	86,668	85,801
使用料収入 (千円)	9,509	10,354	11,172	11,944	12,651
使用料単価 (円/m ³)	106.5	117.1	127.6	137.8	147.4
汚水処理費 (千円)	13,076	12,945	12,816	12,688	12,561
汚水処理原価 (円/m ³)	146.4	146.4	146.4	146.4	146.4
経費回収率 (%)	72.7	80.0	87.2	94.1	100.7



③ 公営企業の経営に関する事項

今後、施設の老朽化、人口減少、節水型社会の進行等、生活排水事業を取り巻く環境は厳しくなっています。その中でも、継続的に安定した農業集落排水事業を継続するためには「資産・資金・人材」を総合的に管理・運営できる「資産管理（アセットマネジメント）」導入に取り組みます。

アセットマネジメントは組織が一体となった事業管理を効率的に進めていく為のツールあり、今後導入することにより、組織的な事業運営をより効果的に進めていきます。

④ 経費削減に関する事項

農業集落排水事業における光熱水費、薬品費などの維持管理費は污水处理に欠かせないものです。有収水量は減少しているものの不明水の増加や施設・使用機材の老朽化に伴維持管理費は年々増加傾向にあります。

今後、資産の長寿命化に力を入れると伴に、計画的な修繕や設備更新等を行い、経費の抑制削減を目指します。

また、経費削減のため污水处理の事業運営に係る「広域化・共同計画」の策定については、現在、県水環境課を中心に検討中であり、効率化により経費削減を目指します。

⑤ 情報公開に関する事項

これまでも町の広報誌やホームページを活用し、農業集落排水利用者へ適宜情報を公開してきました。

今後も、提供する情報とその内容の充実させることを前提に、内容の見直しや事後検証に取り組んでいきます。

⑥ その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化はこれまでも取り組んできましたが、一般行政部局や生活排水業務に携わる民間企業、他事業体とも連携して取り組んでいきます。

(単位:千円, %)

年 度		H31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	令和25年度
区 分		(決算)	(決算見込)											
収益的収入	1 総 収 益 (A)	30,888	32,146	32,055	31,965	33,016	32,914	32,817	32,218	32,122	31,239	11,173	11,945	12,652
	(1) 営 業 収 益 (B)	8,210	9,034	8,943	8,853	9,903	9,803	9,704	9,606	9,509	10,354	11,172	11,944	12,651
	ア 料 金 収 入	8,210	9,034	8,943	8,853	9,903	9,803	9,704	9,606	9,509	10,354	11,172	11,944	12,651
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他													
	(2) 営 業 外 収 益	22,678	23,112	23,112	23,112	23,113	23,111	23,113	22,612	22,613	20,885	1	1	1
	ア 他 会 計 繰 入 金	22,677	23,111	23,111	23,111	23,112	23,110	23,112	22,611	22,612	20,884			
	イ そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 総 費 用 (D)	18,205	17,575	20,080	23,580	23,074	22,563	22,047	21,527	14,009	13,591	12,271	11,657	11,074
	(1) 営 業 費 用	14,171	13,889	16,750	20,613	20,477	20,342	20,209	20,077	12,946	12,917	12,271	11,657	11,074
	ア 職 員 給 与 費													
	ウ ち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	14,171	13,889	16,750	13,613	13,477	13,342	13,209	13,077	12,946	12,917	12,271	11,657	11,074
	(2) 営 業 外 費 用	4,034	3,686	3,330	2,967	2,597	2,221	1,838	1,450	1,063	674			
ア 支 払 利 息	4,034	3,686	3,330	2,967	2,597	2,221	1,838	1,450	1,063	674				
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	12,683	14,571	11,975	8,385	9,942	10,351	10,770	10,691	18,113	17,648	△ 1,098	288	1,578	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	7,085	7,900	9,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
	(1) 地 方 債 債 償 還 金													
	ア 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	6,785	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			1,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500					
	(6) 工 事 負 担 金	300	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	20,000	20,327	20,623	21,045	21,415	21,791	22,175	22,062	22,449	21,110	900	900	900
	(1) 建 設 改 良 費	923	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
	ウ ち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	19,077	19,427	19,723	20,145	20,515	20,891	21,275	21,162	21,549	20,210			
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 12,915	△ 12,427	△ 11,223	△ 9,645	△ 10,015	△ 10,391	△ 10,775	△ 10,662	△ 14,549	△ 13,210	7,000	7,000	7,000	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 232	2,144	752	△ 1,260	△ 73	△ 40	△ 5	29	3,564	4,438	5,902	7,288	8,578	
積 立 金 (K)									3,000	4,000	5,000	7,000	8,000	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	1,118	886	3,030	3,782	2,522	2,449	2,409	2,404	2,433	2,997	3,435	4,337	4,625	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L) (N)	886	3,030	3,782	2,522	2,449	2,409	2,404	2,433	2,997	3,435	4,337	4,625	5,203	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)	886	3,030	3,782	2,522	2,449	2,409	2,404	2,433	2,997	3,435	4,337	4,625	5,203	
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ((Q)/(B)-(C) × 100)														
収 益 的 収 支 比 率 ((A)/(D)+(H) × 100)	83%	87%	81%	73%	76%	76%	76%	75%	90%	92%	91%	102%	114%	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	8,210	9,034	8,943	8,853	9,903	9,803	9,704	9,606	9,509	10,354	11,172	11,944	12,651	
地 方 財 政 法 による ((R)/(S) × 100) 資 金 不 足 の 比 率 (T)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 (V)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (W)														
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 (T)/(V) × 100 (X)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)														
地 方 債 残 高 (Z)	206,179	186,753	166,971	146,826	126,311	105,421	84,146	62,984	41,435	21,225				

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	令和25年度
区 分		(決算)	(決算見込)											
収益的収支分		22,678	23,112	23,112	23,112	23,113	23,111	23,113	22,612	22,613	20,885	1	1	1
	うち基準内繰入金	22,678	23,112	23,112	23,112	23,113	23,111	23,113	22,612	22,613	20,885	1	1	1
	うち基準外繰入金													
資本的収支分		6,785	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	うち基準内繰入金	441	441	441	441	441	441	441	431	431	398			
	うち基準外繰入金	6,351	6,559	6,559	6,559	6,559	6,559	6,559	6,569	6,569	6,602	7,000	7,000	7,000
合 計		29,463	30,112	30,112	30,112	30,113	30,111	30,113	29,612	29,613	27,885	7,001	7,001	7,001